

講習会テキストダイジェスト版
 <産業廃棄物コース>

6. 残土条例

自治体において土砂の取り扱いに関する条例等（いわゆる「残土条例」）を定めている場合は、これを遵守しなければなりません。

【 解 説 】

(1) 残土条例の確認と受入地の選定

民間の受入地（いわゆる「残土処分業者」）に搬入する場合、自治体によっては土砂の取り扱いに関する条例等（いわゆる「残土条例」）を定めて、搬出時の届出、残土処分業者への許可制度などを設けている場合がありますので、このような条例等の有無、内容を確認しなければなりません。（土壌汚染に関する分析結果の添付の必要な事例が多くあります。）

また、条例等が設けられていない場合であっても、残土の受入地については、その所有、占有状況等が適切であること、土地の利用等に関する規制に適合していることなどを確認する必要があります。

① 残土条例の主な規制内容

- ・土砂の崩壊、流出の防止のために、盛土高、法勾配などを定めている場合があります。
- ・一定量以上の残土を搬出する場合、届出が必要となる場合があります。
- ・民間の受入地（ストックヤード）に搬出する場合、搬出先となる自治体によっては、残土処分業者の許可制度などを設けている場合があります。また、有害物質に関する土壌分析結果などの添付が必要となる場合があります。
- ・宅地開発等の建設工事に伴う埋立てであっても、届出が必要となる場合があります。

② 残土条例の事例

< 残土処分業者への規制 >（自治体の許可）

埼玉県：3,000 m³以上の土砂のたい積等

さいたま市：500 m³以上の土砂のたい積等

千葉県：3,000 m³以上の埋立・盛土・たい積

千葉市：300 m³以上の埋立・盛土・たい積

茨城県：5,000 m³以上の埋立等

神奈川県：2,000 m³以上の埋立・盛土・たい積

相模原市：事業区域の面積が500 m²以上、または、土砂等の埋立て等の高さが1 m以上かつ搬入土量が500m³以上

栃木県：3,000 m³以上の埋立事業

京都府：3,000 m³以上の埋立等

兵庫県：1,000 m³以上で、埋立前の地盤の最も低い地点と埋立後の最も高い地点との垂直距離が1 mを超える埋立等

和歌山県：3,000 m³以上の埋立等

広島県：2,000 m³以上の埋立・盛土・たい積

徳島県：3,000 m³以上の埋立等

福岡県：3,000 m³以上の埋立等

< 搬出元の建設工事への規制 >（届出など）

埼玉県：500m³以上の残土を搬出する場合は処理計画を提出

千葉県：発生元事業者が「土砂等発生元証明書」に土壌分析結果等を添付

千葉市：発生元事業者が「土砂等発生元証明書」に土壌分析結果等を添付

神奈川県：500m³以上の残土を搬出する場合は処理計画を提出

相模原市：発生元事業者が「土砂等発生元証明書」に土壌分析結果等を添付

広島県：500m³以上の残土を搬出する場合は処理計画を提出